松　山　市　消　防　団
震災時における安全管理マニュアル

松山市消防局

松山市消防団震災時における安全管理マニュアル（初動・事前の備え）

<u>はじめに</u>

平成２３年３月１１日午後２時４６分に発生した東日本大震災では、迫りくる津波の中勇敢にも活動にあたった多くの消防団員が犠牲となり、活動拠点となる消防団ポンプ蔵置所や車両等も大きな被害を受けた。

この「震災時における安全管理マニュアル」は、先の震災を教訓に、松山市において震災が発生した場合に、全ての消防団員が**『自らの命と家族の命を守る』**ことを最優先とした安全行動を原則とするとともに、平時からの対策並びに発災直後の消防団活動をそれぞれの地域の実情にあわせた形で明確に示すことにより、消防団員の安全確保と消防力を最大限に発揮させせることを目的とする。

なお、このマニュアルは、震災発生直後に、消防団員が活動拠点となるポンプ蔵置所等に参集し、部隊活動を開始するまでの間の行動マニュアル並びに震災への事前の備えを示したもので、以降の消防団活動は松山市消防活動基本規程並びに震災時消防活動計画に基づき行い、その際の安全管理は総務省消防庁による「警防活動時における安全管理マニュアル」に基づき活動することとする。

第１　平時からの備え（全団員共通）

（１）　家庭内において（まつやま防災マップ参照）

①　非常持出品の準備（家庭内・団活動用）

【家庭用】避難時に活用

家族３日分の食料・飲料水・救急セット・懐中電灯・乾電池・ティッシュペーパー

タオル・下着類・マッチ・ロウソク・軍手・缶切り・生理用品・笛等

【団活動用】個人装備を除き参集時に携帯するもの。

食料（蔵置所に備蓄するもの以外）・飲料水・携帯ラジオ・救急薬品・タオル

筆記用具・ティッシュペーパー・懐中電灯（ヘッドライト）・笛等

②　家族の安全を確保するため、大型家具を固定する。

③　昭和５６年以前の建物はできるだけ耐震診断を行い、必要に応じ改修する。

④　必要に応じて窓ガラスなどの飛散防止対策をとる。(飛散防止シートの添付)

⑤　塀や、プロパンガスボンベの固定等、家の周りの危険を点検する。

⑥　自宅や周辺の海抜を確認し、避難経路を確認する。

⑦　常に家族の所在を明確にし、事前に非常時の集合場所、避難方法を確認する。

⑧　家族との連絡手段を確保する。

(例1)　東日本大震災では携帯電話は使用できなかったが、スマートホンのメールや、ツイッタ―、フェイスブックは利用可能であったことから、ソーシャルネットワークの活用も検討する。

(例2)　NTT 災害用伝言ダイヤル（１７１）の使い方の確認

⑨　常に家庭内での、防災会議を行い必要な事項を検討し整えておく。

⑩　平素から自主防災組織の活動に家族ぐるみで積極的に参加し、防災意識を高める。

（２）　消防団活動において

①　有事に備え団員間で所在確認ができるようにしておく。

②　事前にポンプ蔵置所の海抜を確認する。

③　常に最新の災害状況を得る。(ラジオ・携帯電話のワンセグ放送・ツイッター・フェイスブック等)

④　連絡方法を複数確保する。(携帯無線・トランシーバー・携帯電話等)

⑤　団員同士で安否確認のための連絡網を整え、複数の手段を確保しておく。

⑥　津波が予測される地域（第 1～3・8・9 方面隊の管轄）においては津波到着予定時間の 30 分前には消防団が退避する旨、あらかじめ住民に説明し理解を得ておく。

（３）　災害に即時対応できる知識・技術の習得

①　管轄区域内の地理・水利状況・災害危険個所を調査し把握しておく。

②　管轄区域内の避難場所・避難経路の把握と避難経路の迂回路や避難誘導方法の研究

及び訓練を実施する。

（例）避難経路等の落石、崩壊の危険個所、ブロック塀の倒壊等

③ 管轄区域内の高齢者等災害時要援護者については、平素より自主防災組織等と連携して実態把握を行い、災害発生に備える。

④ 消防用・救助用資器材の取り扱い訓練を定期に実施する。

⑤ 応急救護、救助方法の研修と訓練を定期に実施する。

（例 1）普通、上級救命講習の受講

（例 2）震災時における救助活動を場面ごとに訓練し、救出方法を検証する。

※常備消防と連携した訓練を実施することで必要な知識技術を習得する。

（４） 指揮命令系統の確保

① 幹部は、あらかじめ自己の職の第２、第３代理者を指名し、代理者に対しては、自己の任務等を熟知させ、有事に備える。

【消防団員の階級・役職と職務】※松山市消防団規則第４条

階　級	職　務
団　長	団長は、消防団の事務を統括し、消防団員を指揮統率する。
副団長	副団長は、団長を補佐し、団長に事故あるときは、その職務を代理する。
分団長	分団長は、団長の命を受け分団の事務を処理し、所属団員を指揮統率する。
副分団長	副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故あるときは、その職務を代理する。
部長・班長	部長・班長は、上司の命を受け所属団員を指揮統率する。
団　員	団員は、上司の指揮監督を受け消防事務に従事する。

② 情報連絡網の確保

消防対策本部や署本部との情報連絡体制を確保するため、携帯無線、防災行政無線、モバイル松山消防を活用する。

（５） 訓練の実施

① ポンプ蔵置所ごとに管轄区域の地図を備え、平素から震災対応の図上訓練を行う。

② 参集状況、被害状況を様々な条件下で想定し、対策を検討する。

（例）平日：昼間・夜間　・　休日：昼間・夜間

③ 図上訓練により、部隊編成、役割分担、活動計画、消防戦術の確認を行うとともに、それらが常に消防団員の安全対策を考慮した内容となるよう整備する。

④ 常備消防や、自主防災組織との連携方法等を配慮する。

⑤ 消防団員の活動時の安全対策として危険要素の把握と対策を検討する。

⑥　災害時要援護者などへの支援方法を検討する。

⑦　図上訓練を基に、必要な実働訓練を定期的に行い、来るべき震災に備える。

（６）　長期間の活動に耐え得る強い精神力と体力の養成と維持

①　特殊な精神状態（使命感、興奮、疲労）と極度の緊張の中でも冷静沈着に安全管理に基づき活動することができる強い精神力を養う。

②　平素からの健康管理の徹底と体力の養成、維持に努める。

（７）　非常用品の備蓄等

①　最低３日間は活動できるよう活動拠点となるポンプ蔵置所又は津波浸水エリアにポンプ蔵置所がある場合はあらかじめ定めた活動拠点において必要な物資を備蓄する。

②　車両や資機材の維持管理を徹底する。

（８）　地域において

①　自分の暮らす地域の特性について防災マップ等を有効に活用し、実態把握する。

②　地域の自主防災組織や事業所の自衛消防組織との合同訓練や、住民の避難誘導などに対する事前協議を行い地域内での連携強化を図る。

③　震災時における初期消火や応急救護など、平素から地域における防災意識や知識の普及啓発において、消防団員としてのリーダーシップを発揮する。

（９）　勤務先において

①　自衛消防隊組織の充実強化に対し積極的に協力する。

②　職場内の防災研修や訓練に積極的に参加し、職場内の防災意識高揚に努める。

③　勤務先周辺の消防団ポンプ蔵置所や避難所等を防災マップで確認する。（万一帰宅できない場合に備える。）

第２　地震発生時の初動

（１）　消防団員の行動原則

①　自己の安全並びに家族の安全、職場の同僚の安否確認（勤務先の被害）を最優先にし、それらの安全が確保されたならば、あらゆる方法で災害情報を収集しつつ、あらかじめ指定された活動拠点（ポンプ蔵置所等）に参集する。

②　津波が予測される地域（第 1～3・8・9 方面隊の管轄）は、津波の到着予想時間等の情報を、あらゆる方法でタイムリーに収集し、津波の第一波が到着すると予想される時間の概ね 30 分前には必ず退避を完了し、警報が解除されるまでは決してそこを離れず、避難した場所において消防団活動を行う。

③　参集途上に得た情報は確実に分団内で共有するとともに、災害対応上、必要な事項は分団長等の幹部を通じて消防対策本部等（消防対策本部・署本部・署本部が設置

されていない場合は管轄消防署）へ報告する。

（２） 自宅で被災した場合

① 津波の襲来が予測される地域（第1～3・8・9方面隊の管轄）

ア 落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。

イ 揺れがおさまったら、家族の安否確認を行う。

ウ 電気・ガス復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーから電源を遮断し、ガスの元栓を閉める。

エ 家族の安全確保が出来れば直ちに高台へ避難させる。（同行する）

オ 避難途中、周辺住民への避難を呼びかけるとともに、被害情報の把握に努める。

カ 要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合又は津波の第一波が到着するまでの概ね30分前までに救出できると判断した場合は、消防対策本部等へ報告し、救出活動にあたる。

なお、一人では対応できない場合においても、複数であれば救出できると判断した場合は、付近の自主防災組織と協力して救出活動にあたる。

キ 災害時要援護者への支援活動については、平素からの計画に基づき自主防災組織と連携し、避難等、必要な支援を行う。

ク 津波（大津波）警報発令中は、決して避難場所を離れず、その場所で消防団活動にあたる。

ケ 津波（大津波）警報が解除されたら、可能な限り速やかにポンプ蔵置所へ参集する。

② 津波が予測されない地域（第4・5・6・7方面隊の管轄）

ア 落下物等から身を守り、身近にある火の元を確認する。

イ 揺れがおさまったら、家族の安否確認と火の元の確認を行い電気・ガスの復旧後の火災発生を考慮し、必ずブレーカーから電源を遮断し、ガスの元栓を閉める。

ウ 家族の安全確保が出来たら、付近住民に出火防止を徹底する。

※自主防災組織と協力し、町内会放送等を活用し広報活動を行う。

エ 自宅付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無等必要事項を確認し、消防対策本部等へ状況報告する。

オ 火災の発生を確認した場合は速やかに消防対策本部等へ報告するとともに、初期消火活動にあたる。

カ 発生した火災が、自己や自主防災組織等で対応できないと判断した場合は、消防対策本部へ連絡するとともに、付近住民への避難誘導にあたりつつ消防隊の到着を待つ。

キ 要救助者を発見した場合（余震に注意し活動する。）容易に救出できる場合は安全管理に十分配慮しつつ救出活動にあたる。

ク　救助が困難な場合は、無理せず安心感を与えるよう呼びかけるとともに、消防対策本部等へ連絡し、消防隊の到着を待つ。

（３）勤務先で被災した場合

① 津波の襲来が予測される地域（第1～3・8・9方面隊の管轄）

ア　落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。

イ　揺れがおさまったら、社員等の安否確認をするとともに、出火防止に努める。

ウ　社員等を高台へ避難させ、途中、周辺住民への避難を呼びかけるとともに、被害情報の把握に努める。

エ　要救助者を発見した場合、容易に救出できる場合並びに津波の第一波到着時間の概ね30分前までに救出できると判断した場合は、消防対策本部等へ通報するとともに自衛消防隊組織と協力し救出活動にあたる。

オ　津波（大津波）警報発令中は、絶対に避難場所を離れず、その場所において消防団活動にあたるとともに、家族の安否確認を行う。

カ　津波（大津波）警報が解除され、勤務先の許可がでたら、可能な限り速やかにポンプ蔵置所へ参集する。

②　津波が予測されない地域（第4・5・6・7方面隊の管轄）

ア　落下物等から身を守り、身近で発生した火を消火する。

イ　揺れがおさまったら、社員等の安否確認と火の元の確認をする。

ウ　勤務先付近で倒壊家屋を発見した場合は、要救助者の有無等必要事項を確認し、消防対策本部等へ状況報告する。（余震に注意し活動する。）

エ　火災の発生を確認した場合は速やかに消防対策本部等へ報告するとともに、初期消火活動にあたる。

オ　発生した火災が、自己や自衛消防隊組織等で対応できないと判断した場合は、消防対策本部等へ連絡するとともに、付近住民への避難誘導にあたりつつ応援部隊の到着を待つ。

カ　要救助者を発見した場合に容易に救出できる場合は安全管理に十分配慮しつつ救出活動にあたる。

キ　救出に時間を要する場合は、消防対策本部等へ連絡するとともに、消防団の保有する人員と救助資器材を集結し救出活動にあたる。

ク　救助が困難な場合は、無理せず安心感を与えるよう呼びかけるとともに、消防対策本部等へ連絡し、応援部隊の到着を待つ。

第３　参集について

（１）　参集

①　津波の襲来が予測される地域（第 1～3・8・9 方面隊の管轄）

全ての消防団員は、原則、ポンプ蔵置所への参集は行わず、家族とともにあらかじめ指定された避難所へ避難し、その場で消防団活動にあたる。ただし、大津波警報又は津波警報が解除された場合は速やかにポンプ蔵置所へ参集する。

②　津波が予測されない地域（第 4・5・6・7 方面隊の管轄）

家族の安否確認等、必要な措置を講じた後、速やかに参集し活動にあたる。

地震災害時における消防対策本部の設置基準

<table>
<tr><td rowspan="2">体制レベル</td><td colspan="2">応急活動対策室</td><td rowspan="2">消防対策本部</td></tr>
<tr><td>第１次体制</td><td>第２次体制</td></tr>
<tr><td>設置基準</td><td>震度３</td><td>震度４</td><td>震度５弱以上</td></tr>
<tr><td>津波警報</td><td></td><td>津波注意報</td><td>大津波・津波警報</td></tr>
</table>

※上記、設置基準によらず災害状況により消防対策本部を設置する。

（３）参集の方法

地震発生時における参集については、自動式サイレン、防災行政無線、モバイル松山消防により招集するが、団員各自がテレビ、ラジオ等で地震を確認、把握し「配備基準」に達したら、定められた場所に自動参集することとする。

参集にあたっては、徒歩又は自転車、バイクとし、原則 4 輪車の使用は禁止する。

（４）消防団員の参集区分（津波の到着が予測される地域の団員は原則、参集せず、避難所での消防団活動にあたる）

①　１号配備

<table>
<tr><th>配備体制
震度・津波</th><th>階　級</th><th>消防団員行動</th></tr>
<tr><td rowspan="3">部分招集
震度５弱・津波警報
※局地的な被害が発生した場合又は発生の恐れがある場合</td><td>団長
総務部長・警防部長</td><td>・消防本対策本部へ参集</td></tr>
<tr><td>方面隊長（副団長）</td><td>・消防対策本部より招集のあった方面隊長のみ管轄消防署へ参集</td></tr>
<tr><td>分団長以下団員</td><td>・消防対策本部より招集があった分団のみポンプ蔵置所へ参集</td></tr>
</table>

② ２号配備

配備体制 震度・津波	階級	消防団員行動
全招集 震度５強・大津波警報 （市内全域で被害が発生した場合又は発生するおそれが著しく大である場合）	団長 総務部長・警防部長	・消防対策本部へ参集
	方面隊長（副団長）	・管轄消防署へ参集 （震度６弱以上で署本部設置）
	分団長・副分団長	・ポンプ蔵置所へ参集 （分団内に複数の蔵置所がある場合は、あらかじめ定めた拠点となる蔵置所）
	部長・班長・団員	・ポンプ蔵置所へ参集 （分団内に複数の蔵置所がある場合は自己の所属する部の蔵置所）

※上記１・２号配備以外においても消防対策本部から招集があった場合は、あらかじめ指定された場所へ参集する。

第４　震災時における消防団の初動活動

（１）消防団の指揮体制（安全な活動のためには指揮命令系統を確立することが重要）

① 消防対策本部

ア　団長は、消防対策本部の副本部長として、消防団の活動を統括指揮する。

イ　総務部長、警防部長は団長を補佐するとともに、団長に事故があった場合又は欠けた場合は総務部長がその職を代理する。

② 署本部（震度６弱以上で設置）

ア　方面隊長は、署本部等の副本部長として管轄する方面隊の分団を指揮する。

イ　方面隊長に事故がった場合又は欠けた場合は、方面副隊長がその職を代理する。

③ 分団（女性分団を除く）

ア　分団長は、方面隊長の指揮を受け、分団の活動を指揮する。

イ　分団長に事故があった場合又は欠けた場合は、副分団長がその職を代理する。

（２）震災時における消防活動の留意事項

① 参集後の初動態勢の整備

ア　無線を開局し消防対策本部等からの情報収集並びに現場把握に努める。

イ　ラジオ等からタイムリーに災害情報を入手する。

ウ　ポンプ蔵置所、車両、資機材の被害状況を把握し、署本部に報告する。

エ　団員の参集状況を把握する。

オ　参集団員から参集途中での被害状況を聴取する。

カ　記録担当者を選任し、情報、指示命令、活動内容等について必ず記録する。

キ　参集状況により部隊編成し、出場の可否を決定する。

ク　出動体制が整うまでは待機し、無理な行動による二次災害を防ぐ。

ケ　長期又は転戦につぐ転戦が予想されるため、交代要員を含め参集団員名を常に把握する。

コ　ホースはポンプ性能等を考慮し多口放水に備えて増載し、予備のオイル、燃料等も整備する。

サ　活動時の情報伝達のため配備された消防無線・トランシーバー・拡声器の配備確認と、トランシーバーの使用チャンネルを確認する。

シ　津波の恐れのある地域は、ライフジャケットを必ず着用させる。

②　部隊編成等出場準備及び出動

ア　ポンプ蔵置所に参集した場合は、分団長に、参集した旨と、参集途上に見聞し被害状況を簡潔に報告する。

イ　点検・整備が終了したら防火服等を装備し、署本部から任務の付与を受け、部隊の編成を行い出動する。その際、必ず複数人員での編成を行う。

ウ　出動後は、あらかじめ収集した情報を基に、現場までの経路で危険個所等を十分は把握し、安全管理に努める。

③　現場活動にあたって

ア　部隊管理

　幹部は、団員を安全に活動させるため、活動環境を十分に把握したうえで危険要素等を周知徹底し、効果的な消防活動の実施に努める。

イ　情報管理

・安全かつ適正に任務を遂行するために、災害対応に必要な情報の収集・整理・分析を行う。

・災害は、刻々様相を変え、その都度、活動の最重点が移り変わっていくので、各局面等の情報を早く入手するルートと方法を確立しておく。

ウ　安全管理

　安全管理は、任務遂行を前提とする積極的行動対策であると考え、踏みとどまる勇気を持つことも必要である。

④　二次災害の防止

ア　津波は、第１波、第２波と押し寄せてくることからも警報が解除されるまでは、避難先で待機させる。

イ　大規模地震の後には必ず余震があるものと心得ておき、救助活動等屋内進入については特に注意する。

ウ　常に危機意識を持ち続け、活動隊の周囲を観察し、危険要素・行動を排除する。

第５　女性消防団員及び機能別消防団員の震災時における安全管理について

（１）女性分団員及び大学生消防団員について

女性消防団員及び大学生消防団員の震災時における主たる任務は、避難所運営であることから、当マニュアルの第１平時からの備えについて及び第２地震発生時の初動について及び第３参集についての内容の内、必要な事項を読み替えて運用する。なお、避難所での活動においては二次災害の発生に十分注意し、安全管理に努める。

（２）郵政消防団員について

郵政消防団員の震災時における主たる任務は、業務中に収集した被害情報等の通報等であることから、当マニュアルを参考に、安全管理に十分注意し活動する。

（３）事業所消防団員及び島嶼部において現場活動にあたる女性消防団員について

事業所及び島嶼部において現場活動にあたる女性消防団員については、日中に限定し、地域分団とともに災害対応を行うことから、このマニュアルに基づく安全管理に努めた活動を行うこととする。

第６　震災活動時における消防団員の安全管理について

震災活動時における消防団員の安全管理については、このマニュアルに定めるほか総務省消防庁作成の「警防活動時における安全管理マニュアル」に基づき、災害対応にあたる消防団員の命を守ることを最優先とした活動を行うものとする。

第７　別紙参考資料

（１）参考資料１・・・松山市消防団震災時（震度５弱以上）参集マニュアル
（２）参考資料２・・・松山市消防団トランシーバー運用マニュアル
（３）参考資料３・・・松山市消防団震災時（震度５弱以上）情報伝達マニュアル
（４）参考資料４・・・松山市消防団の保有する情報伝達手段の比較
（５）参考資料５・・・津波浸水エリアにある消防ポンプ蔵置所の一覧
（６）参考資料６・・・地震及び津波に関する情報（気象庁）